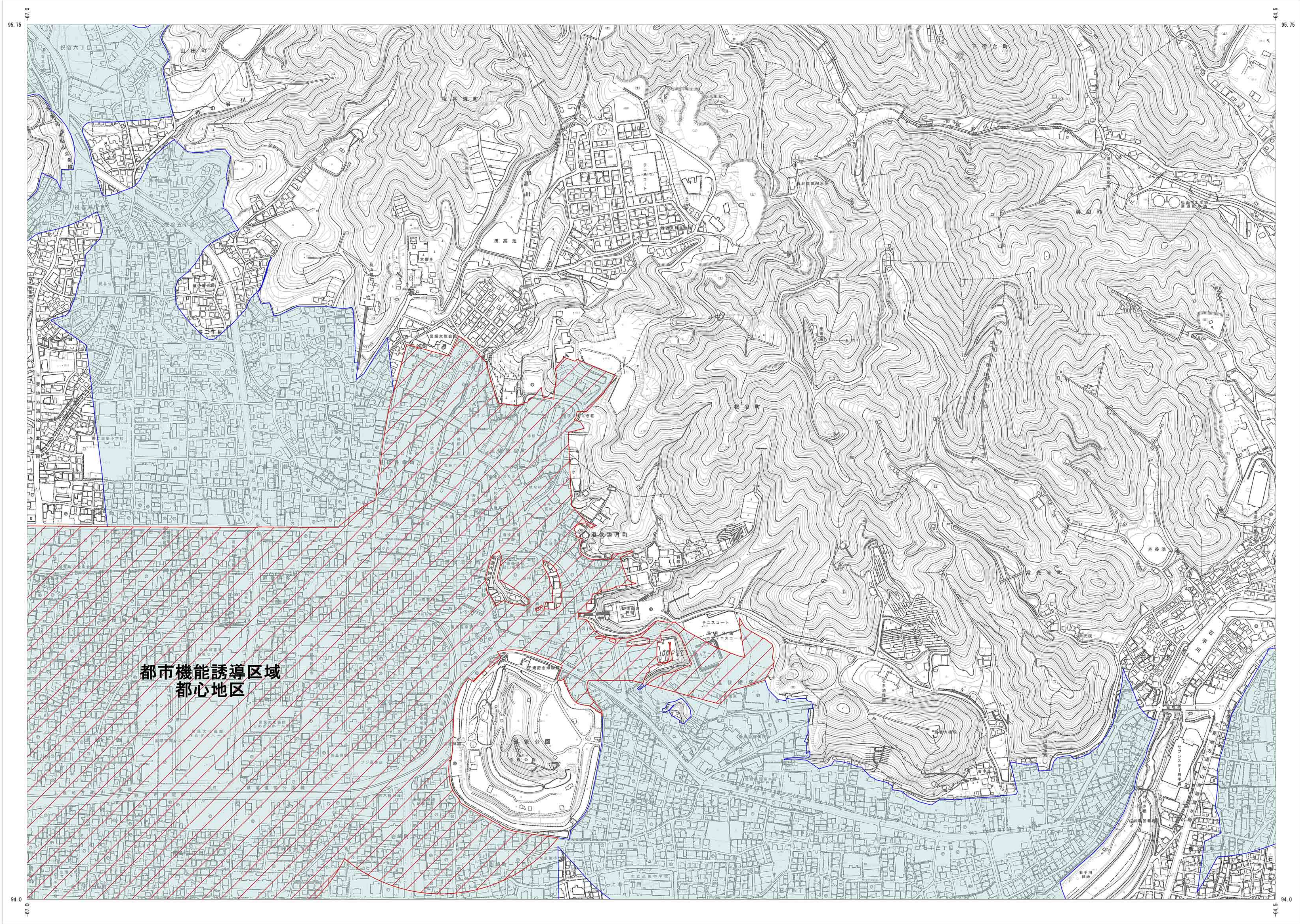




|    |    |    |
|----|----|----|
| I4 | I5 | I6 |
| J4 | J5 | J6 |
| K4 | K5 | K6 |

- 凡例
- 都市機能誘導区域
  - 居住誘導区域

誘導施設

〔都心地区〕

医療施設（地域医療支援病院）

・医療法第4条に規定される地域医療支援病院

総合福祉センター

・松山市総合福祉センター条例（平成2年条例第16号）に規定される総合福祉センター

商業施設（スーパー・百貨店等）

・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設

□ 日本標準商業分種（総務省：H25.10改訂）の

小分種のうち、

561「百貨店、総合スーパー」

569「その他の各種食品小売業」

581「各種食料品小売業」

582「野菜・果実小売業」

583「食肉小売業」

584「鮮魚小売業」

商業施設（温浴施設）

・松山市温浴法（条例）に規定される温浴施設

教育施設（大学・短大・専修学校）

・学校教育法第1条に規定される大学

・H 第134条に規定される専修学校

文化施設（図書館・美術館・博物館等）

・図書館法第2条第1項に規定される図書館

・美術館法第1条第1項に規定される美術館

・博物館法第1条第1項に規定される博物館

文化施設（ホール）

・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔その他地区〕

商業施設（スーパー・百貨店等）

・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設

□ 日本標準商業分種（総務省：H25.10改訂）の

小分種のうち、

561「百貨店、総合スーパー」

569「その他の各種食品小売業」

581「各種食料品小売業」

582「野菜・果実小売業」

583「食肉小売業」

584「鮮魚小売業」

教育施設（大学・短大・専修学校）

・学校教育法第1条に規定される大学

・H 第134条に規定される専修学校

文化施設（図書館・美術館・博物館等）

・図書館法第2条第1項に規定される図書館

・美術館法第1条第1項に規定される美術館

・博物館法第1条第1項に規定される博物館

文化施設（ホール）

・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔誘導区域と災害ハザード〕  
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。  
・災害ハザードの情報は、「防災マップ」「防災マップ」「防災マップ」などでご確認ください。